

信託事務	受託者の義務：緩和に係る危険度			信託事務の範囲 (メルクマール)
	区分①	区分②	区分③	
(a) 信託財産の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別管理義務（金銭にかかるもの）</li> <li>・分別管理義務（不動産の信託登記）</li> <li>・信託事務処理の第三者への委託に伴う選任監督義務（新法28条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託事務処理の第三者への委託（新法35条）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法解釈と実務の実態を埋め合わせるため、金銭にかかる分別管理方法を信託行為に盛り込み、無自覚な分別管理義務違反を回避する。 →結果として、受託者は金銭の管理について厳格な義務を負う。</li> <li>・28条に基づき、受託者が信託事務処理の第三者に委託すると、選任監督義務は軽減されない。</li> <li>・信託事務処理の委託先については、信託設定時点で取り決めておき、受託者の負担を軽減する（35条3項を適用） →35条4項による義務の免除は行われるべきでない。</li> </ul>
(b) 信託財産の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・善管注意義務（適切な運用商品を選択すること）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・忠実義務（利益相反行為：賃貸不動産の受託者による買上げ等）</li> <li>・善管注意義務（預貯金等による安定的運用）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託期間中に信託財産（不動産）を売却することが予想され、受託者が買い上げることも考えられるのであれば、信託行為によって例外的許容を行っておく（透明性の確保が必要）。</li> <li>・金銭の運用は、預貯金等により安定的に行うことが望ましい（運用商品の選択を誤ると、善管注意義務違反に該当）。</li> </ul>
(c) 受益者への給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・善管注意義務（給付しない等の逸脱行為は許されない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・善管注意義務（給付額の算出、信託行為に沿った確実な給付）</li> <li>・帳簿作成・報告等義務（受託者からの積極的な情報提供）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者の生涯にわたる給付を実現するため、専門家によるサポートのもと、運用利回りと給付額を慎重に検討する。</li> <li>・積極的情報提供義務は緩和の余地がある。</li> </ul>
(c) 受益者が連続した形での給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・善管注意義務（受益者連続トリガーの事実認識と給付開始）※</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・（※受益者と受託者の関係性が近ければ近いほど）受益者連続トリガーの事実認識と給付開始に関する善管注意義務は緩和が難しい。</li> </ul>
(c) 受益者変更を踏まえた給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・善管注意義務（受益者変更を踏まえた給付）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・善管注意義務（受益者変更によって受益権を失う者への通知）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・善管注意義務（遺言による受益者変更を不知のまま旧受益者に給付）…新法89条3項による受託者保護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言による受益者変更を不知のまま旧受益者に給付しても、委託者は新受益者に対抗できる（新受益者への二重の給付義務もない）…善管注意義務の事後的免除と考えられる。</li> <li>・積極的情報提供義務は緩和の余地あり。</li> </ul>

- ・区分①：緩和に係る危険度が非常に高い義務（→緩和することは考えられず、より厳格に義務が履行されるべき）
- ・区分②：緩和に係る危険度が比較的高い義務（→緩和・加重のいずれかが考えられる）
- ・区分③：緩和に係る危険度が高くない、あるいは緩和しないと別途の懸念が発生するおそれがある義務（→緩和することが考えられる）